

志木市条例第 1 号

志木市いじめ問題再調査委員会条例（市政情報課）

1 主な内容

(1) 所掌事務

いじめによる重大事態に関する調査の結果についての調査審議

(2) 組織

委員 5 人以内

(3) 委員

識見を有する者のうちから、市長が委嘱

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日